

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 DEC (Vol.79)

CONTENTS

海外拠点ニュース ベトナムの工業団地について	2
株式会社中国銀行国際部 ベトナムトレーニー 石田 尚之	
新興国ニュース 第79回 海外最新ビジネス情報.....	5
株式会社東京コンサルティングファーム	
ベトナムのいまとみらい <第8回> 外交関係樹立 50 周年イベントで日本の魅力を再発見.....	8
みらいコンサルティンググループ Nippon MIRAI Company Limited	
Hanoi Office Branch Director 社会保険労務士 山本 真佑氏	
タイ法令の最新情報	11
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
【インドネシアの源泉税 Pajak Penghasilan (PPh) について】 <インドネシア>	13
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
2024 年度予算案と適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT) <マレーシア>	16
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) Managing Director	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
<マカオグランプリ>	18
香港マイツビジネスコンサルティング	
増値税草案（第二稿）と、現行制度や日本の消費税との違いを説明	
～9 月 30 日まで 2 度目のパブリックオピニオンの聴取～	20
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	

株式会社 中国銀行	
岡山県岡山市北区丸の内 1 - 1 5 - 2 0	
TEL : 086-234-6539	
香港支店	cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール支店	cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所	cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所	cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所	cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

ベトナムの工業団地について

株式会社中国銀行国際部

ベトナムトレーニー 石田 尚之

現在ベトナムには約 2,300 社の日系企業が進出しています。ベトナムは他の ASEAN 諸国と比較し、人件費の安さや市場規模・成長性などの観点から、進出先候補として多くの注目を集めています。また消費市場としてだけでなく、生産拠点（移転先）としても着目されており、製造業の進出も多く見られます。そこで今回は、製造業の進出に関連し、ベトナムの工業団地や土地使用権の概要等についてご紹介いたします。

1. 日系企業の進出状況

ベトナムは日本商工会議所への登録企業が ASEAN 諸国で 1 位となっており、ベトナム日本商工会議所（JCCI）788 社、ダナン日本商工会議所（JCCID）157 社、ホーチミン日本商工会議所（JCCH）1045 社となっております（2023 年 6 月時点）。

主な進出企業・地域特性について以下のようになっています。

●北部（主要都市：ハノイ、ハイフォン）

電気・電子・自動車などの大手産業が多い。

【進出企業例】

キャノン・京セラ・トヨタ・パナソニック・ブラザー・ブリヂストン など

●中部（主要都市：ダナン）

IT を中心としたハイテク関連企業が多い。

【進出企業例】

フォスター電機・マブチモーター、フジクラ、東海ゴム工業 など

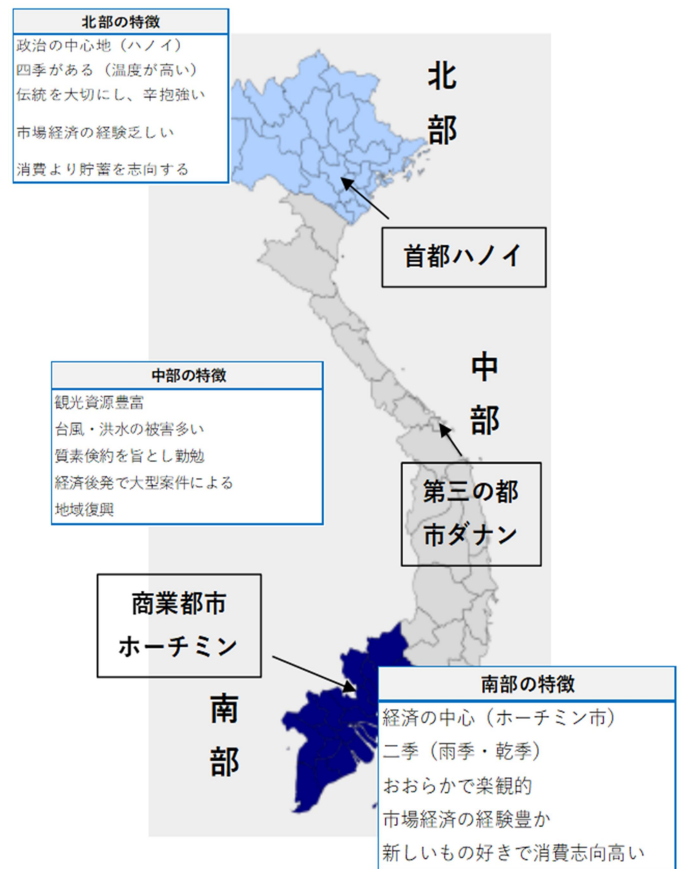
●南部（主要都市：ホーチミン）

国内最大都市のホーチミン市のマーケットを狙った食品・小売・飲食の他、製造業が多い。

【進出企業例】

イオン、エースコック、オムロン、キューピー、すき家、セブンイレブン、富士通、ヤクルト など

【地域特性】



出所：外国投資庁（FIA）、ベトナム日本商工会議所

2. ベトナムの工業団地

現在ベトナム全土には約 400 もの工業団地があり、日系の工業団地も数多く存在しています。工業団地とは、工業用の工場をバランスよく配置するために分譲された土地のことをいいます。団地内は、道路、排水路、洪水防止システム、電気、水道、電話といったインフラ設備が整備されています。ベトナムでは、ハノイ周辺の北部やホーチミン周辺の南部に工業団地が集中しています。製造業が海外に進出する際、まずは工業団地に入居するのが一般的となっています。

主に工業団地は以下の 3 種類に分かれます。

●土地分譲

工業団地の開発会社（※）が土地をテナントに分譲し、テナントがその土地に工場を建設するパターン。

●レンタル

工業団地の開発会社が標準仕様のレンタル工場を建設し、それをテナントに貸し出すタイプ。レンタル契約期間は通常 3 年以上。初期投資を抑えることができ、万が一の際にも撤退が容易なため、中小企業が進出する場合はリスク軽減が可能。

●BTS(Build to Suit)

オーダーメイドのレンタル工場のことを言い、工業団地の開発会社がテナントの要望に基づいて、自社の土地に自社費用負担で工場を建設し、その建設費用を月々のレンタル料に加算してテナントに請求するというスキーム。通常は 5 年または 10 年の契約となる。

※工業団地の開発会社について

大きく分けて次の 3 種類に分かれます。

開 発 会 社	メリット	デメリット
ローカル資本	土地代やレンタル料が比較的安価	インフラや言語の面で問題となることが多い
日系資本	日本人担当者がいて、インフラ面でも充実	土地代やレンタル料が比較的高価
非日系外資	土地代やレンタル料はローカルと日系の中間のイメージ	日本人担当者を置いている企業もあるが、対応について確認要。

その他、日系企業が入居する主な工業団地（日系 10 社以上）を以下にまとめます。

北部	
-Thang Long Industrial Park I&II	-Dinh Vu Industrial Zone
-Thang Long III	-DEEP C
-Tien Son Industrial Zone	-Japan-Haiphong Industrial Zone
-VSIP Hai Phong	-VSIP Bac Ninh
南部	
-Tan Thuan Export Processing Zone	-Bien Hoa 2 Industrial Park
-Amata City Bien Hoa Industrial Park	-Long Duc Industrial Park
-Nhon Trach 3 Industrial Park	-Long Hau Industrial Park
-Long Binh Industrial Park	-VSIP I&II、II-A
	-Kizuna Ready Service Factory
	-Phu My 3 Specialized Industrial Park

出所: INVEST ASIA (Vol.16)

3. 外国企業の土地所有に関する規制

および土地所有権について

ベトナムでは、土地に対する概念が日本と大きく異なっています。ベトナムでは、全ての土地が全国民に帰属し、国家がその代理として土地の統一管理を行っているとの考えから、個人や私営企業が土地を取得・使用する場合、土地所有権の取得という形態となります。土地所有権は 2013 年の土地法によって定められており、土地を使用する権利を国から与えられることをいいます。土地所有権の期間は申請に基づいて決定されますが、原則として最長 50 年（特別な場合は最長 70 年まで延長可能）となっています。なお、土地上の建物については、土地とは切り離して取引することが可能であり、建物自体を所有することが認められています。また、ベトナム国内において、土地の売買とは、土地所有権を売買することを指します。土地所有権の内容は当局より発行される土地所有権証に記録されます。土地所有権証は、実務上、土地取引にかかる非常に重要な書類であり、かつてその表紙が赤色であったことから、「レッドブック」とも呼ばれています。

上記でご説明した土地所有権の考えより、ベトナムに進出する外資系企業は土地取得について以下の 3 つの方法から選択することとなります。

- ①ベトナムローカル企業の M&A
- ②「土地所有権」のリース・割当
- ③レンタル工場の賃借

近年は①が増加傾向にあるものの、初めてベトナムに進出する外資系企業は②、③を選択することが多くなっています。

②について、土地所有権の取得は、国家からの割当あるいはリースという 2 つの形式に大きく区分されます。

土地所有権の割当やリースを受ける場合、使用権者は、土地使用料を当局に支払わなければなり

ません。土地使用料の支払には一括払い方式と年次払い方式の 2 つの方式がありますが、前者の方が譲渡等が可能であることから認められる権利の範囲が広がっています。また工業団地などでは国家からデベロッパーがリースを受け、当該デベロッパーから企業にサブリースを行う形態も取られています。

4. おわりに

今回は日系企業の進出状況やベトナムの地域特性に触れながら、工業団地や土地所有権についてご紹介いたしました。ベトナムにおける土地に対する概念は、日本とは大きく異なっており、進出を検討する多くの企業に関係してくるものです。

今後もベトナムと日本における文化や概念の違いを始めとし、現地のタイムリーな情報をお届けしたいと考えております。より一層、ベトナムへご関心を寄せていただくきっかけとなりましたら幸いです。ベトナムに関して、何かお困りの際にはお気軽にご相談ください。

以上

ベトナム投資開発銀行 (BIDV)

FDI 部ジャパンデスクホーチミン

所在地：7th Floor, 24 Le Thanh Ton Street,
Ben Nghe Ward, District1, Ho Chi Minh City,
Vietnam

TEL：(+84) 28-3835-1780

FAX：(+84) 28-3830-7445

新興国ニュース

第79回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はミャンマーとタイとフィリピンの最新情報をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

～ミャンマー～

■ ミャンマー最低賃金の変更、

日給 MMK5,800 へ

ミャンマー政府の最低賃金設定関係委員会は2023年10月5日、1/2023号通達により、最低賃金がこれまでの日給 MMK4,800 より MMK1,000 引き上げられ、日給 MMK5,800 となると公表しました。これは、2018年から日給 MMK4,800、時給 MMK600 と設定されていたミャンマー国内一律の最低賃金について、昨今の物価上昇から生活苦に苦しむ労働者を援助するために、CMP（輸出用加工業）その他製造業の工場働く従業員に限定して、補助として MMK1,000 追加した金額で最低賃金を設定するというもので、計画財務省が2023年9月30日付けで70/2023号通達により公表しました。

これにより、2023年10月1日より、国内で CMP その他の加工業・製造業で工場経営を行う事業者は、新たな最低賃金である日給 MMK5,800

(MMK4,800 + 生活補助 MMK1,000) にて賃金の支給をすることが義務付けられました。

ミャンマー国内の物価は国の通貨 MMK の下落も伴って、2018年と比べても1.5倍から2倍に膨れ上がっており、不況が続く中、賃金の調整は企業の抱える課題の一つとなっていました。政府の側から約20%の最低賃金引き上げが提起された格好です。

■ ミャンマー登記局 DICA のポータルサイト、MyCO の変更

2023年9月下旬、ミャンマー登記局 DICA の運営するポータルサイト、MyCO のページが刷新され、いくつかの変更が加えられました。

元々、会社名検索ボックスだけが存在していたホームページから、ログインすると多数のメニューが表示される仕様となっていました。

刷新されたホームページは、元々のメニューが階層式にまとめられ、どこに何が入っているかは推測する必要がありますが、外見上は見やすくなっています。

ログインした後の機能自体は大きな変化はありませんが、ログインせずにサイト訪問して閲覧できる項目は、会社名から登記番号、設立年月日、次回の年次報告期限、会社の属性と主な事業活動、という基本情報のみとなり、元々見ることができていた、登記事務所所在地や役員リスト、登記情報変更申請記録などが、ログインなしでは全く表示されなくなっています。

会社の登記情報の操作権限 (Authorization) については、2022年時点ではそれがなくともログインさえすれば会社情報の購入ができる形になっていましたが、2023年に入ってから、会社登記簿に当たる Company Extract についても、その会社の登記情報の操作権限がなければ購入できなくなっていました。

刷新後のサイトでも、同様に会社情報の購入には権限が必要なままであり、2023年10月5日現在では、購入後数時間たって、やっとダウンロードできる形になっています。

さらに、ミャンマー倒産法 (Insolvency Law) にかかる現地法人清算関連の申請書 Form W-01 および Form W-09 についても、今回2023年9月の刷新後に一時期提出ができなくなるという事態が確認されていましたが、2023年10月4日時点で復活され、問題なく提出できるようになりました。

刷新後しばらくは、調整のために変更が続く可能性もありますが、他社の情報について、閲覧が難しくなっている点、注意が必要です。

～タイ～

■タイにおける就労の定義とその留意点

タイの外国人就労法（2008 年）第 5 条において「就労」とは「賃金・その他の利益のいずれを追求するにかかわらず、肉体または知識をもって働くこと」と定義されています。ここでご注意頂きたいのは、一般的な「就労の定義」の尺度の 1 つとして用いられる「賃金や利益の発生の有無」は特に追求されていないことです。しかしこれでは就労の定義が曖昧なままになってしまうため、タイ雇用局において、以下の活動は「労働許可書が不要」という公表がされています。

- ・会議/セミナーの「参加者」の立場で、当該事業の実現に関与することなく入国する者（会議・セミナーの主催者の従業員や請負人は就労に該当）
- ・企業の「視察・商談担当者」の立場で入国する者（企業視察・商談をセッティングする者の従業員または請負人は就労に該当）
- ・特別・学術講演の「聴講者」の立場で入国する者
- ・技術研修/セミナーにおける講義の「聴講者」の立場で入国する者
- ・展覧会/展示会の「見学者」の立場で入国する者
- ・展示会における「商品購買者」の立場で入国する者（展示会設営者の従業員または請負人は就労に該当）
- ・自社の取締役会への参加：2015 年 3 月 6 日付の雇用局布告（「2008 年外国人労働法に基づく就労に該当しない活動」により追加）

上記の活動範囲内では、WP（ワークパーミット）が不要＝不法就労にあてはまらないとされている

ます。ただし上記以上の活動、主に「日本法人（HQ 等）からタイ法人へスタッフを短期出張させる際に、APEC カードや短期出張ビザ、及び出張ビザ等なしでの渡航し、且つ、当該スタッフが打ち合わせへの参加のほか、Admin 業務等もさせる」等の場合、内部告発や当局のオフィサーが企業訪問した時に「不法就労」とみなされる可能性も出てきてしまうため、予め注意が必要です。

■不法就労とみなされた場合に課されるペナルティ

上記において、万が一オフィサー等に指摘を受けた際に以下のペナルティが課される可能性があります。

- ①雇用者：200,000 バーツ以下の罰金、1 年以下の禁固または 3 年以内の外国人労働者の雇用禁止もしくは上記 3 点が同時に課せられます。
- ②外国人労働者：50,000 バーツ以下の罰金及び本国への送還、また今後 2 年間のタイ国内での就労の禁止のいずれかまたは全てが課せられます。

上記を踏まえ、海外出張時はタイを含め、渡航時の活動内容と渡航地の「就労」の定義、VISA・WP の有無をあらかじめ確認する必要があります。またタイのように、その国が定めるべき「定義や法律」等がいまだ曖昧となっている国が特に東南アジア諸国に見られるため、万が一指摘を受けた際・もしくは少しでも受ける可能性が出てきてしまった場合の対応策を前もって検討・相談することを推奨します。

■タイから日本へ報酬を支払う際の源泉徴収税の取り扱いに関して

国外送金時の源泉徴収税が発生した際などの税負担について、二重課税を防ぐ為に、日本側の制度として、外国税額控除があります。



本ケースでは、日本側が負担するケースが多いのが実情です。

(タイ側に 100THB の請求があった場合、日本に 85THB 支払い、15THB はタイで歳入局に納税)

この外国税額控除の制度は、海外で源泉徴収などされた税金分を日本側の法人税から控除できる制度となります。

ただし、日本本社で発生する法人税額から全額控除できるわけではなく限度額が存在し、当該年の所得税額×当該年の国外所得総額÷当該年の所得総額を限度に、徴収された外国での所得税を当該年の所得税額から差し引くことができます。

そのため、当該年の国外所得総額が少ない場合、控除額も少なくなってしまうため、この点も考慮してどちらの法人が実質負担するかなども考慮の対象になる場合があります。

※契約書にも負担者の明記が必要となります。

→タイ側で負担する場合、契約書に明記がないと当該負担額に関しては、タイ側で税務上損金として認められないケースもあるため、予め注意が必要です。

～フィリピン～

セブ等の地域で最低賃金引き上げ

フィリピンの労働雇用省である DOLE (Department of Labor and Employee) より 2023 年 9 月 15 日にセブをはじめとする Region VII と呼ばれる地域で最低賃金の引き上げをすると発表しました。

Cebu city、Lapu-Lapu city をはじめとするクラス A*の地域は 33 ペソの引き上げで 468 ペソと更新されました。

従業員が 10 名以下の規模の企業では、同じく 33 ペソの引き上げで 458 ペソとなりました。

*Cities of Carcar, Cebu, Danao, Lapu-Lapu, Mandaue, Naga, Talisay and Municipalities of

Compostela, Consolacion, Cordova, San Fernando or Expanded Metro Cebu

クラス B**の地域では、33 ペソの引き上げで 430 ペソ、従業員 10 名以下の規模では 33 ペソ引き上げで 425 ペソとなりました。

**Basis, Bayawan, Bogo, Canlaon, Dumaguete, Guihulngan, Tagbilaran, Tanjay, Toledo

クラス C***の地域では、33 ペソの引き上げで 420 ペソ、従業員 10 名以下の規模では 33 ペソ引き上げで 415 ペソとなりました。

***クラス A および B に該当しないその他の地域
上記賃金の適用開始は 2023 年 10 月 1 日からとなります。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

ベトナムのいまとみらい

<第8回>

外交関係樹立 50 周年イベントで 日本の魅力を再発見

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

Hanoi Office Branch Director

社会保険労務士

山本 真佑氏

12 月に入り、ハノイでは、気温が一気に下がりました。朝晩の気温差が大きいというえ、日によっても寒暖差がかなり大きいため、持ち運びが楽なダウンコートを手放すことが出来ない毎日です。少し季節を戻し、秋の様子についてもお伝えします。実は秋のハノイは、観光のベストシーズン。雨の量がぐっと減り、気温も 20℃前後と過ごしやすい季節です。ただ、日本では秋といえば「紅葉」のイメージがありますが、ハノイでは紅葉がありません。初めて青々と緑美しい秋を迎えた時は、驚き、暮らす場所が違えば季節の楽しみ方も変わることを実感しました。

さて、今回お伝えしたいのは、日本との外交関係樹立 50 周年を迎えたベトナムの様子です。1973 年 9 月 21 日、日本とベトナムは外交関係を樹立しました。これを記念し、「手と手を取って未来へ世界へ」をテーマに、各地で様々なイベントが開催されています。9 月 20 日から 25 日には、秋篠宮皇嗣同妃両殿下がハノイを訪問され、残留日本兵家族との面会や日本人学校を視察された様子は、日本でもニュースで取り上げられていたのではないのでしょうか。



その他、イベントの情報は、外務省「日越外交関係樹立 50 周年記念特設サイト」で確認することができます。ここでは 400 年前に、ベトナムの女性と日本の男性が国際結婚。海を渡って長崎で暮らしたという情報も掲載されていて、両国の交流の歴史を確認することができます。

身近なイベントとして、ベトナム日本商工会議所主催の「ハノイ日本人祭り 2023」の様子をご紹介します。この日本人祭りは毎年秋にハノイ日本人学校で開催されるイベントです。今年は日越外交関係樹立 50 周年を記念し、盛大に開催されました。

たくさんの人々が集まり、会場は大混雑。会場に設営されたステージでは、なんと吉本の芸人さんが登場してパフォーマンスを披露し、会場を沸かせていました。そのほか、ベトナムで暮らす日本人による盆踊りや日本舞踊、子供たち・学生たちのパフォーマンスなども行われていました。日本文化を紹介するブースでは、立礼式（椅子に座ってお点前を行う）による茶道体験会が行われ、多くのベトナムの方が参加されていました。着物姿でのお点前に、カメラが集中。ベトナムの方々が日本の文化に興味を持っていただいている姿を目にし、とても嬉しく、誇らしい気持ちになりました。また、けん玉の体験会・華道のブースもあり、日本文化を海外に伝えることに尽力される方々の姿に心打たれました。



そして海外で暮らす日本人にとって、何より嬉しかったのは、つくたてのお餅の無料配布。お餅は、日本食材を扱う食品店で入手できるのですが、つくたてのお餅を手に入れることは出来ません。久しぶりに口にするお餅の柔らかさは心に染み入るものがありました。

日越外交関係樹立 50 周年を記念して、盆踊りが特別イベントとして追加されていたのですが、残念なことに悪天候により中止となってしまいました。

日本の盆踊りと運動会のような構成の日本人祭りに、ベトナムの子供達も楽しんでくれたようです。私も、しばし童心にかえり大いに楽しみました。



日本にいと自国の文化を意識する機会はありません。海外で暮らすことで、むしろ「これも日本の文化なのか」と気づかされることが多くあるように思います。ベトナムの文化にふれるとともに、日本の文化に思いをはせる機会を大切にしたいと思います。

日越外交関係樹立 50 周年のイベントは日本でも開催されているようです。ぜひ皆様も、この記念の年にご参加いただき、日本とベトナムそれぞれの文化を体験してみてはいかがでしょうか。

「グローバルビジネス支援」ポータル WEB サイト
を公開しました。

ぜひ一度ご確認ください。

<https://miraic-global.jp/>

◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム ハノイ支店

9th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Street,

Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

山本 真佑

Shinsuke Yamamoto

yamamoto-s@miraic.jp

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。

タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) 法務部より「著作権および作品の使用」についてお届け致します。

著作権および作品の使用

個人が真剣に作品を作成し、当該作品のベースや由来が著作権で保護された他の作品からの切り貼り・複製・改変ではない場合、作成者は当該作品の著作権を有し、登記登録を行うことなく直ちに法的保護を受ける。

法律では、著作権保護の対象種類を次のとおり規定している。コンピュータプログラムを含む文学、芸術作品、音楽作品、視聴覚資料、映画、録音物、テレビ番組、ラジオ番組、或いは文学・学術・芸術等の範囲に属する作品がその対象となる。作品は、表現方法や形式を問わず著作権保護の対象となる。しかし、アイディア、手順、方法、科学的・数学的理論等は、著作権保護の対象とはならない。

著作権所有者は、自身が作成した著作物（複製および改変を含む）の一般公開や、コンピュータプログラム、視聴覚資料、映画、録音物のオリジナルまたはコピーの貸し出し、或いは第三者による上述の権利行使に関する独占的権利を有し、また、著作権から生じる利益特権を他社に譲渡する権利を有する。

従業員が、職務遂行のため、または雇用主の指示により業務において作成した作品製品の著作権は、著作権法により作成した従業員に帰属する

が、雇用主は、作品の使用目的に従いその作品を一般公開する権利を有する。しかし、雇用契約満了の際には、従業員は雇用主に対し今後一切の上述作品の使用を許可しない権利も有する。最高裁判所判決第 9523/2001 号では、雇用主が業務のため従業員にコンピュータプログラムの作成を指示した。その後従業員が退職する際、従業員は雇用主に対しコンピュータプログラムの返還と使用中止を要求した。雇用主がプログラムを返還せず使用を続けたため、従業員は、雇用主による権利侵害として訴訟を起こし、損害賠償請求が認められた。

雇用主と従業員は、著作物を作成した従業員の雇用終了後も著作物を引き続き使用することができるよう、従業員が作成した著作物の所有権が雇用主に帰属する旨を明記した合意書を交わすことができる。

但し、当該著作物が従業員の職務に関係のないものである場合は、雇用主の会社での在籍期間に作成し、当該著作物の所有権が雇用主に帰属する旨の合意を結んでも、従業員は依然として当該著作物の所有権を有し、雇用主には当該著作物を公開する権利はない。雇用主と従業員との雇用契約に基づく職務から生じた著作物ではないからである。

他の例として、請負業者が委託業者のために作成した作品製品は、著作権法により、当事者間で別途合意がなされた場合を除き著作権は請負業者に帰属する。業務委託がまだ行われていない場合、もしくは請負契約がまだ完了していない場合は、作品の作成者である請負業者が著作権を有する。最高裁判所判決第 3240/2000 号では、ある会社が請負業者に広告看板の製作を委託し、請負業者は原画（スケッチ）を提供した。その後、業務委託料について折り合いがつかず広告看板製作契約が成立しなかったため、当該原画（スケッチ）の著作権は広告看板製作請負業者に帰属するとの判決が出ている。

ご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせ
くださいませ。

以上

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバ
ー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以
降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前
のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々
の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップ
でサービス提供しており、在タイ日系企業向けコン
サルティング会社としては最大規模で運営しており
ます。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>



【インドネシアの源泉税 Pajak Penghasilan (PPh) について】 ＜インドネシア＞

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

榮 颯馬氏

源泉税とは、所得が支払われる時点で直接源泉から差し引かれる税金のことです。インドネシアの税制における Pajak Penghasilan (PPh) は、給与所得税、輸入税、海外からのサービスにかかる税金、国内での事業活動にかかる税金、および法人税の予納に必要な税金など、様々な種類の源泉税を含んでいます。これらの税金はインドネシア政府の収入源の中核を成し、国の社会基盤の整備や公共サービスの提供に役立っています。

● PPh21：個人所得税

PPh21 は、雇用主が従業員に支払う給与に課される源泉税です。この税金の税率は一般的に 5% から 35% です。

1. PPh21 の税率

年間所得 6,000 万ルピア以下：5%

年間所得 6,000 万ルピア超

2 億 5,000 万ルピア以下：15%

年間所得 2 億 5,000 万ルピア超

5 億ルピア以下：25%

年間所得 5 億ルピア超 50 億ルピア以下：30%

年間所得 50 億ルピア超：35%

※納税者番号 (NPWP) を有しない者の給与にかかる源泉徴収税 (PPh21) 率には 20% の課徴金が課される。

● PPh23：サービスの支払いにかかる税金

内資企業や PE (恒久的施設) を有する外資企業、駐在員事務所、および指定された個人は、他の国内の居住者からの現物の移動が伴わないサービスを受けた

場合、対価としてサービス料を支払う際に、受益者に代わって源泉税を徴収する義務があります。つまり「請求者の所得税を支払者が代行して納税する」仕組みとなります。

源泉税率は請求額の 2%。ただし、NPWP を有しない者に対する支払いの場合は当該税率の 100% 分を加算 (税率は 4%)。

1. PPh23 の課税対象サービス

法律サービス、建築サービス、都市計画

販促製作サービス：映像・宣伝・ポスター・フォト・スライド・決まり文句・バナー・パンフレット・ビルボード・フォルダー

ウェブサイト製作運用サービス

インターネット及び接続サービス

データ・情報・プログラムの保存・処理・配布サービス

自動車及び陸・海・空輸送機の補修サービス

プールメンテナンスサービス

フレイトフォワーディング

ロジスティック

包装サービス

荷積み降ろしサービス

学術研究の枠組みの中で実験・テストサービス；

研究や教育機関によって実施されるものを除く

駐車場管理サービス

土壌検査サービス

土地整地管理

種子・植え付けサービス

栽培サービス

収穫サービス

農業・プランテーション・漁業・畜産・林業取り入れサービス

装飾サービス

印刷・発行サービス

翻訳サービス

トランスポート輸送サービス 第 15 条除く

ポートサービス



パイプラインによる輸送サービス

子供保育サービス

訓練及び講習サービス

ATM 運営サービス

証明書サービス

調査サービス

テスター・サービス

上記以外のサービスで国家及び地方政府負担のもの

● PPh4(2)：利息や賃料にかかる税金

PPh4(2)は他の源泉税とは異なる最終分離課税。利息の場合は 20%、土地・建物の譲渡は 5%、土地・建物の賃貸は 10%、などの税率で、所得税が源泉徴収される。

1. 配当にかかる最終分離課税

外国（法）人に対する源泉税は 20%であるが、租税条約が結ばれている場合は租税条約の税率に従う。なお、日本とは 1982 年に日本インドネシア租税条約が発効している。同条約に基づく税率は、出資比率 25%以上の場合 10%、出資比率 25%未満の場合 15%となる。

2. 建設サービスの最終分離課税

－小規模事業体認証または個人事業の作業技能認証（SKK）を有するサービス提供者によって実施された建設作業の場合：税率 1.75%

－事業体認証（SBU）または個人事業の作業技能認証を有しないサービス提供者によって実施された建設作業の場合：同 4%

－上記以外のサービス提供者によって実施された建設作業の場合：同 2.65%

－SBU を有するサービス提供者によって実施された統合建設作業の場合：同 2.65%

－SBU を有しないサービス提供者によって実施された統合建設作業の場合：同 4%

－SBU または個人事業の作業技能認証を有するサービス提供者によって実施された建設コンサルティング・サービスの場合：同 3.5%

－SBU または個人事業の作業技能認証を SBU 有さないサービス提供者によって実施された建設コンサルティング・サービスの場合：同 6%

● PPh22：輸入等にかかる税金

PPh22 は、インドネシアへの物品の輸入に対する税金を指します。輸入業者認定番号（API）を保有している場合：2.5%、保有していない場合：7.5%の税率で適用されますが、特定の商品には異なる税率が適用される場合もあります。

● PPh25：法人税の予納にあたる税金

PPh25 は、前年度の法人税額から前払している PPh22 や PPh23 などの額を差し引いて 12 分割したもの。当期の法人税の予納として、毎月算出された金額を支払う必要があります。

● PPh26：国外サービスにかかる税金

PPh26 は、インドネシアにおいて、国外からサービスが提供された場合にインドネシアに納税する源泉税です。代表例として、在インドネシア子会社と、日本親会社間のロイヤリティ分を、海外送金する際にもこちらの PPh26 を加味する必要があります。

上記のサービス料には、技術支援料、借入金利息の支払、ロイヤルティー等すべての支払が含まれています。

1. 二国間租税協定による税率の軽減

通常は 20%の源泉となりますが、二国間租税協定が締結されている国（日本含む）とインドネシアは、居住証明の発行により源泉税率が軽減されます。

①海外から提供されたサービスに対する報酬—0%

②海外からの借りに伴う利息—10%

③海外からの投資に対する配当—15%

④海外のノウハウやブランドを使用する際に支払うロイヤルティー—10%



このルールの適用には支払先が当該国の居住者すなわちインドネシア非居住者であることを示す「(居住者証明) DGT」という書類が必要となります。

● まとめ

インドネシアの Pajak Penghasilan (PPh) は、さまざまな種類の所得に対する源泉税を含みます。これらの税金は国の収入の重要な源泉であり、国の経済成長と発展に不可欠な役割を果たしています。税制は変動する可能性があるため、関係者は常に最新の情報を確認することが重要です。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3.3
Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販
売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディー
デリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導入
いただいている「Bridge Note」は、入力が平
易な多言語のクラウド会計システムです。会計
業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお
考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入が
でき、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下が
ります！



2024 年度予算案と適格国内ミニマム トップアップ税 (QDMTT)

<マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ ICT 機器の償却期間の短縮
- ・ 適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT)

<ICT 機器の償却期間の短縮>

N子：加藤さん。今回も引き続き、2024 年度予算案についてのご解説をお願い致します。

加藤：はい。

加藤：現在、ICT 機器およびコンピュータソフトウェアパッケージの購入、カスタマイズされたコンピュータソフトウェア開発に関するコンサルティング、ライセンスおよび付随費用について、税務上は 4 年償却です。初年度償却 20%、年次償却 20%ですので、初年度は合計 40%、次年度から年間 20%で 4 年間という意味です。

N子：なるほど。マレーシアは、税務上は初年度にバサッと取れるんですね。

加藤：はい。会計上の減価償却費は一切認められないので、損金不算入項目として一旦全額加算（アドバック）しますが、その後別途計算された税務上の減価償却費（キャピタルアローワンス（CA）と呼びます）を減算していくという方式です。

N子：はい。

加藤：これが 2024 年終了事業度から、3 年償却（初年度償却 40%、年次償却 20%）になります。初年度に 60%取れますので、利益の出てる会社さんには良い節税策になりますね。

<適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT)>

加藤：次に、グローバルミニマム課税（GMT）と適格国内ミニマムトップアップ税（QDMTT）です。

N子：これは以前にもご説明頂きましたね。

加藤：そうですね。難しい話なんですけど、まず、グローバルミニマム課税（GMT）について説明させていただきますね。

N子：はい。

加藤：このグローバルミニマム課税っていうのは、OECD 主導で決まったものなんです。

N子：はい。

加藤：元々は、世界中でほとんど税金を払っていない超大企業の利益に、本社所在国で課税するための策として、考え出されました。

N子：節税で有名なオンライン市場の会社とか在りますもんね。

加藤：はいはい。まさに、ああいう会社から税金を取ろうという事で始まった方策で、具体的には、例えば子会社の所在国（タックスヘイブン等）で払った税金が仮にゼロなら、本社所在国が子会社利益に 15%課税できる（税額が有れば 15%との差額に課税）というシステムなんです。

N子：なるほど。

加藤：逆に、子会社所在国側で、それに対抗するのが「適格国内ミニマムトップアップ税（QDMTT）」です。

N子：はい。

加藤：本社所在国に税金を持って行かれると、タックスヘイブンとしての旨味を失ってしまう国々が、どうせ本社所在国に税金を持って行かれるくらいなら、タックスヘイブン側で 15%課税しようというのが QDMTT です。

N子：なるほど。

加藤：ここで重要なポイントなんですけど、マレーシアはいわゆるタックスヘイブン国ではないので、この話がどうつながるか分かり難しいですね？

N子：確かにそうですね。



加藤：はい。でも、特にメーカーさんの場合、I T A やR Aなど色んなインセンティブをエンjoyしていますので、実効税率ベースでは、法定税率の24%を大きく下回っている場合があるんです。

N子：なるほど。

加藤：次回、もう少し具体的にお話させていただきます。

N子：有難うございました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名（2020年11月時点）

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応
会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369



<マカオグランプリ>

香港マイツビジネスコンサルティング

今年で70回目を迎えるマカオグランプリが11月11日～12日、16日～19日の6日間にわたって開催されます。例年は11月中旬の木～日の週末にかけ4日間の開催ですが、今年は2週間の週末にわたり計6日間の開催で70周年の記念すべき大会となっています。すでにエントリーリストは公開されており計27台、9チームがマカオに集結します。そして、ここ数年はコロナ禍で縮小開催されていたものの、今年は4大レース（下記の★）が揃います。今年に限らず早くも今後3年間のマカオグランプリも引き続き開催されることが決定しています。

第一週目の11月11日～12日は5種のレース：

- ・マカオフォーミュラ4（F4）レース
- ・TCRアジアチャレンジ
- ・マカオロードスポーツチャレンジ
- ・グレートベイエリアGTカップ（GT4）
- ・グレートベイエリアGTカップ（GT3）

第二週目の11月16日～19日は6種のレース：

- ★フォーミュラ3（F3）マカオグランプリ
 - FIA F3 ワールドカップ
- ★マカオGTカップ — FIA GT ワールドカップ
- ★マカオギアレース
 - クムホ TCR ワールドツアーイベントオブマカオ
- ★マカオモーターサイクルグランプリ
 - 第55回大会
 - ・マカオツーリングカーカップ
 - チャイナツーリングカーチャンピオンシップ
 - ・マカオグランプリ70周年記念チャレンジ

マカオグランプリ（澳門格蘭披治大賽車、Macau Grand Prix）は1954年より開催されている世界的に有名な市街地レースです。一般的なレース場とは違って普段は市民や観光客が行き来する、世界遺産の街・マカオの街中6.2kmをレースカーが高速で走り抜ける様子は圧巻です。選手にとっても路面のコンディションによって走行が左右されやすく、急カーブも多く、そして道幅も狭い、難易度の非常に高いコースとして知られています。これまでミハエル・シューマッハ、アイルトン・セナ、佐藤琢磨が優勝してF1で活躍するようになったことから、F1への登竜門としても有名です。コロナ禍の2020～2022年も何とか中止にはならず開催されていましたが、渡航制限のため中国チームと香港チームによるGTカップ、F4メインレースが行われました。今年はようやく渡航制限が解除され、海外から多くのチームやドライバーが参加できるようになりました。観客席もフルオープンで1.5万席が用意されています。

レースの観戦は全席指定のためチケットの事前購入が必要です。観戦席はスタート地点に近い「グランドスタンド」と、急カーブがある「リスボアスタンド」があります。リスボアスタンドはカジノで有名なホテル「リスボア」の前にあり、急カーブが広く見渡せ、時速250km超えの90度コーナリングが間近で見れます。このポイントはクラッシュも多いので見ている方も緊張しますが、やはり選手の腕の見せ所でもある難所なので観戦ポイントとして非常に人気があります。

そして、レースの観戦と共に是非とも足を運んで欲しいのが「マカオグランプリ博物館」です。こちらの博物館はマカオ政府観光局により運営されており、2021年にリニューアルオープンしました。館内には歴代のレースカーが展示されており、マカオグランプリの歴史を知ることができます。今回の第70回マカオグランプリの開催に向け、11月1日より特別イベントも行われます。VRを活用した360度レース観戦体験、



70年の歴史を振り返る映像作品の上映、そして11月からは毎夜19時～22時、博物館の壁にマカオグランプリ70周年を記念した3Dプロジェクションマッピングが投影され、大会開催へ向け雰囲気を盛り上げます。10月27日から11月19日までは「オラクル・レッドブル・レーシング」をテーマにした特別展示も行われています。マカオグランプリが行われる6日間も休まず営業し、博物館は夜21時半まで営業時間を延長する予定になっています。

少し前までは香港からマカオへ行くにはフェリーが主流でしたが、現在はフェリーかバスの2通りがあります。

<バスでのアクセス>

港珠澳大橋を通して陸路でアクセスします。香港市内にもバス停がいくつかあり、複数のバス会社が運行しています。海外から香港経由でマカオへ行く場合は、香港国際空港からトランジット扱いでマカオに陸路でアクセスできるクロスボーダーバス「澳門香港機場直達 (Macao HK Airport Direct)」が便利です。これにより香港での入出境手続きは不要となり、直接マカオへ入境できます。

<フェリーでのアクセス>

香港側フェリーターミナルは3か所（香港マカオフエリーターミナル、チャイナフェリーターミナル、香港国際空港スカイピア）、マカオ側フェリーターミナルは2か所（タイパフェリーターミナル、アウターハーバーフェリーターミナル）があります。高速フェリーはターボジェットとコタイウォータージェットの2社が運航しており、所要時間は約1時間です。

普段それほどモータースポーツに興味がないという人でも、マカオグランプリは一見の価値があります。実際にレースを観てみると、白熱するエンジン音、タイヤの匂い、瞬く間に駆け抜けるレースカーの速度、

普段のマカオとは違った街の熱気など、テレビ画面を通しては味わえない興奮を体感することができます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

増値税草案（第二稿）と、
現行制度や日本の消費税との違いを説明
～9月30日まで2度目の
パブリックオピニオンの聴取～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

中国では2023年8月に、会社法草案（第三稿）や増値税法草案（以下“第二稿草案と表記）等、重要草案が複数、審議されていますⁱ。既往 JP マイツ通信ⁱⁱにて会社法草案（第二稿）を取上げ、また日本では10月1日より適格請求書等保存方式（消費税インボイス制度）が導入され改めて消費税が注目されており、本稿では増値税草案を現行の増値税制度との比較と共に、日本の消費税との差異も適宜、交えながら、草案の重要事項を説明します。

1. 増値税法制定に向けた経緯と草案の審議状況

中国では“主席令”として公布される会社法や企業所得税法などの法律が法体系上の最上位ですが、増値税は1993年12月に公布された「増値税暫定施行条例」（以下“暫定条例”と表記）ⁱⁱⁱが現時点での最上位且つ暫定的な規定です。一方で、暫定条例は制定時から改正を加えつつも30年超を経ており、

更に営業税と増値税は“營改増”改革を経て、増値税に統合されるなど、現在の実質的な枠組みは暫定条例の制定時から変容しています。これらの背景を受け、2022年12月に「増値税法」の第一次草案審議が開始され、2023年8月には第二次審議後に、再度9月30日まで意見聴取稿が公開されるなど、増値税法制定の動きが加速しています。

2. 第二稿草案^{iv}に基づく重要事項

増値税法草案は第一稿草案（6章・36条）、第二稿草案（6章・37条）と条文は多くありませんが、(1) 暫定条例からは乖離しているものの“營改増”改革を経た現行制度をほぼ踏襲した条項、(2) 現行制度からの修正条項、(3) 日本の消費税と差異が顕著な条項等が見られており、これらの特徴的な条項を以下に抜粋します。

(1) 暫定条例から乖離するものの、 現行制度をほぼ踏襲した条項

代表例として、小規模納税人の基準が挙げられます。第二稿草案では、（第一稿草案の“國務院により規定する”から）“小規模納税人は基準となる年間課税売上高を500万元以下”としますが、“健全な会計制度等を有すれば一般納税人の登記が可能”と定めています。

【表1】

現行（暫定条例実施細則）	第二稿草案
① 物品をその他単位或いは個人に引渡し代理販売（させる）	① 組織単位及び個人商工事業者が自ら生産した又は委託加工した物品を集団福利厚生又は個人消費に使用する取引
② 物品の販売、代理販売	② 組織単位及び個人商工事業者が物品を無償譲渡する取引
③ 二つ以上の機構を設置し統一計算する納税者が、物品を一機構から他の機構に移送し販売に使用（後略）	③ 組織単位及び個人が無形資産、不動産又は金融商品を無償譲渡する取引
④ 自家生産或いは委託加工の物品を非増値税課税項目に使用	④ 國務院の財政、税務所轄部門が規定するその他取引
⑤ 自家生産、委託加工の物品を集団福利或いは個人消費に使用	
⑥ 自家生産、委託加工或いは購入物品を、投資として他の単位或いは個人商工事業者に提供	
⑦ 自家生産、委託加工或いは購入物品を、株主或いは投資家に分配	
⑧ 自家生産、委託加工或いは購入物品を、無償にて他の単位又或いは個人に贈与	
* 橙字体は、第一稿草案から第二稿草案時に変更された箇所	

一方、現行の“暫定条例”実施細則（第 28 条）では、小規模納税者の基準をサービス業（卸・小売や役務提供等）と製造業（それ以外）に大別して 50 万円と 80 万円以下と定めていました^vが、“營改増”改革後の財税[2018]33 号^{vi}により財貨と役務の取引基準が統合されました。草案は、統合後・現行の年間課税売上高が 500 万円超であれば一般納税人を義務付けする等の建付けをそのまま踏襲しています。

(2) 現行制度からの修正が見られる条項

➤ 看做し販売取引：前表 1 の通り、代理販売や総会社と分公司間の取引等が削除されています。

➤ 外税方式の表記を要求：

現行制度では、取引金額に内税（増値税額込み）か、外税（増値税額別）かの明記が無い場合には増値税は内税扱いであり、もし税率 13%であれば“増値税額＝（取引価格÷1.13）×13%”となります。一方、第一・第二稿草案共に“**増値税は外税とし、課税取引の販売価格には増値税の税額を含まない**”と定めています^{vii}。

➤ 繰越税金（仕入増値税の控除留保還付金額）の還付制度：

日本の消費税では、仕入（仮払）消費税額が売上（仮受）税額を上回る場合や輸出免税が発生する場合、一定の要件に該当すれば仕入消費税に対する還付を受けることが可能です。

一方、中国では輸出（に対しては免税ではなくゼロ税率）に対応する仕入増値税の還付制度を除けば、期末時に売上増値税より仕入増値税の税額が上回ったとしても還付が認められず翌期に繰越していました。2019 年以降、特に 2022 年 3 月に景気浮揚策の一環として、製造業や小型薄利企業に対し既往の留保増値税をも含む還付政策が発表され、その後、対象範囲

が拡大されました^{viii}。第二稿草案では、**業種や規模を問わず、納税人が当該増値税を翌期以降に留保するか、還付申請するかを**（日本と同様に）**選択可能**としています。但し、詳細は“別途、国務院により規定する”とも起草され、留意が必要です。

(3) 日本の消費税との差異が顕著な条項

増値税と消費税の差異に、クロスボーダー役務提供時の取扱いが挙げられます。**消費税では、海外事業者が提供する役務は原則、不課税取引**^{ix}となりますが、**増値税では役務・無形資産取引の販売側、購入側のいずれかが中国国内にいれば原則、課税対象取引**となります^x。

草案では中国国内で発生する貨物、役務、無形資産、不動産の販売を課税取引とし、また貨物を輸入する単位や個人を増値税の納税人と定めた上で、当該課税取引を下表 2 の通りに定めています。

【表 2】

草案第二稿：中国国内で発生する課税取引の定義

- ① 貨物販売：貨物の発送地或いは所在地が国内
- ② 不動産等の販売或いはリース：不動産等の所在地が国内
- ③ 金融商品の販売：金融商品を国内で発行する場合、或いは販売者が国内単位と個人
- ④ **本条第二項、第三項の規定以外の役務や無形資産の販売：役務、無形資産が国内で費消、或いは販売者が国内単位と個人**

※ **橙字体**は、第一稿草案から第二稿草案時に変更された箇所

従い、結局のところ、**現行の“購入側”が“国内消費”に代替した形であり、草案では日本企業など海外事業者が中国企業に役務を提供した場合でも、提供役務が中国国内で費消される限り、課税取引**となります。



3. 留意事項

前述の通り、“暫定条例”等と比較すれば草案内容には大幅な変更もありますが、基本的には現行制度を踏襲しています。一方で、前述の留保増値税の還付制度以外にも“詳細は国务院（等で）別途規定する”等も散見されており、実務運用面も踏まえれば、今後の草案審議や施行後の実務運用などを注視すべきと考えます。



- ⁱ 各審議状況の詳細は右記 URL を参照のこと。URL: [公司法修订 中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://npc.gov.cn/) / [增值税法立法 中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://npc.gov.cn/)
- ⁱⁱ JP マイツ通信を含む、マイツグループニュースレターは右記 URL の通り。URL: <https://myts.co.jp/category/newsletter/>
- ⁱⁱⁱ 2009 年 1 月 1 日改正施行の原文 URL: [中华人民共和国增值税暂行条例 \(chinatax.gov.cn\)](http://chinatax.gov.cn/)
- ^{iv} 原文 URL: <http://www.npc.gov.cn/flcaw/flca/ff8081818a1cb546018a49c4930940cf/attachment.pdf>
- ^v 原文 URL: [中华人民共和国增值税暂行条例实施细则 \(财政部令 第 50 号\) 中华人民共和国中央人民政府门户网站 \(www.gov.cn\)](http://www.gov.cn/)
- ^{vi} 原文 URL: [财政部 税务总局关于统一增值税小规模纳税人标准的公告 \(mof.gov.cn\)](http://mof.gov.cn/)
- ^{vii} 日本では積上げ計算（外税扱い）と割戻し計算（内税扱い）のいずれも可。下記 URL 等を参照のこと
URL: [No. 6498 適格請求書等保存方式 \(インボイス制度\) | 国税庁 \(nta.go.jp\)](http://nta.go.jp/)
- ^{viii} 財政部・国家税務総局公告 2022 年 14 号、同第 21 号及び JP マイツ通信 (2022 年 4 月) 等を参照のこと。
- ^{ix} 例外として、“リバースチャージ方式”がある。URL: [国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について | 国税庁 \(nta.go.jp\)](http://nta.go.jp/)
- ^x 尚、例外として、海外の単位と個人による役務提供が完全に国外にて消費される役務輸出は免税要件に該当する。
右記 URL の付属文書 1（第 12 条/第 13 条）を参照のこと。
URL: [营业税改征增值税试点实施办法.doc \(live.com\)](http://live.com/)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に 10 拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。